

れます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。大崎事件の原ロアヤ子さん(93歳)は、検察の即時抗告、さらに特別抗告により、再審が未だ実現されていません。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申立てにより、89歳で無念の獄死をとげられました。

公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことに、法的な制限を加える必要があることは明確です。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限と公正な手続きの法整備が、無辜の救済のための焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツもすでに50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ次の点について刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求めます。

【請願事項】

- 一、再審における検察手持ち証拠の全面開示。
- 二、再審開始決定に対する検察の不服申立て(上訴)の禁止。
- 三、公正な手続きの整備

再審法改正を求める意見書(案)

2024年(令和6年) 月 日

内閣総理大臣 岸田文雄 様

長崎市議会

議長 毎熊 政直

罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける「えん罪」は、その人の人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。えん罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、あとを絶ちません。

2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年の東住吉事件に至るまで、無期懲役という重罰事件の再審無罪が続いています。静岡・袴田事件は、2023年3月東京高裁で、捜査機関による証拠の捏造を認める画期的な再審開始決定が出され確定しました。戦後、死刑が確定しながら再審で無罪となったのは、免田、財田川、松山、島田事件で戦後4件です。無実の人を4人も殺しかねなかったえん罪を生んだ責任は、司法だけでなく立法府にもあります。袴田事件での東京高裁決定は、再審法の改正(刑事訴訟法の一部改正)が喫緊の課題であることを示しています。

再審は、無辜が救済される最後の砦です。しかし、再審開始が認められて無罪になる過程では、大きな壁を乗り越えなければならないのが実情です。

その大きな壁の一つは、警察・検察が捜査で集めた証拠を隠蔽し、証拠を開示しないことにあります。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無実証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下にそれらを開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。無罪となった再審事件で「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものでした。無罪証拠が当初から開示されていたら、えん罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたのです。

次に大きな問題は、再審開始決定に対する検察による不服申し立てが許されていることです。袴田事件では、静岡地裁の再審開始決定に対して検察が不服申し立てを行ったことにより、再審が確定するまで9年の歳月が浪費され救済が遅れています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1994年一審無罪判決、2005年には再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申し立てにより、89歳で無念の獄死を遂げられました。こうした悲劇を

繰り返さないためには、公益の代表という検察官の法的地位からも、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇を繰り返すことに法的な制限を加える必要があることは明白です。

再審法制における証拠開示の確立、検察官の上訴制限が焦眉の課題であり、誤って有罪判決を受けている無辜の者を迅速に救済するために、下記の通り再審法制の改正を行うよう強く求めます。

- 一、再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示を法整備すること。
- 二、再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）がいたずらに行われることのないよう制限を加えること。
- 三、裁判官の裁量に任されている刑訴法の再審規定を、再審の理念にふさわしい制度に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。